

議事要旨(5)四半期会計基準専門委員会の検討状況について

新井専門研究員から、「四半期会計基準専門委員会での検討状況（第 15 回）（審議事項（5）-1）をもとに、①第 2 四半期以降に自発的な会計方針の変更を行う場合の対応、②四半期損益計算書での 3 か月情報の取扱い、③重要な誤謬の訂正の取扱い、④継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記について説明が行われた。

まず、上記 4 点の検討事項の説明に入る前に、①6 月 7 日に金融商品取引法が設立し、平成 20 年 4 月 1 日以降始まる事業年度から四半期報告制度が導入されること、②四半期会計基準及び適用指針の公開草案の公表に向けたスケジュールについては、レビュー基準の審議と歩調を合わせて検討を要する部分があることなどから、当初予定していた 7 月下旬より遅れる見通しであり、再度検討して提示したい旨の説明が行われた。

その後、本日の検討事項の 4 点について、以下の点を中心に説明が行われた。

・(1) 第 2 四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行う場合の対応（審議事項(5)-1）

我が国の監査制度や過年度遡及再表示の取扱いとの関係で、事業年度の期首に遡って遡及再表示をした四半期損益計算書の開示は求めず、年度と中間での会計方針の首尾一貫性を欠く場合と同様、その旨、理由及び影響の内容の注記を行う。なお、影響の内容の記載は、次回の専門委員会で検討した上で当委員会に提案する予定である。会計基準上は、第 20 項を削除し、第 23 項の注記事項で規定する形とする旨の説明があった。

(2) 四半期損益計算書での 3 か月情報の取扱い（審議事項(5)-1 及び(5)-2）

作成者サイドと利用者サイドで意見の隔たりが大きい、財務諸表利用者の意見や海外での開示状況を踏まえ、累計情報と 3 か月情報の開示を求めるが、円滑の実施を図る観点から 3 か月情報については一定の準備期間が必要であるとする案(2 案)′を新たに提案する旨説明があった。

(3) 重要な誤謬の訂正について（審議事項(5)-1 及び(5)-3）

重要な誤謬は、国際会計基準等を参考にすると、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えるものであり、我が国の証券取引法での開示上、訂正報告書の提出事由になり、修正再表示されると考えられることなどから、四半期会計基準において、重要な誤謬の訂正は扱わない（1 案）を提案する旨説明があった。

(4) 継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記（審議事項(5)-1 及び(5)-4）

事業年度及び中間会計期間における注記は、日本公認会計士協会監査委員会報告第 74 号に基づいて行われている点や、監査人のレビューでの実行可能性も勘案することから、日本公認会計士協会と協議して取扱いを定めることとする旨説明があった。

委員等からの主な発言は、以下のとおりであった。

- ・ 会計基準案第 25 項（四半期別の要約四半期財務情報）について、注記事項に入れて非監査というのはとりえないのか。企業結合・事業分離等の適用指針でもあったのではないかな。
- ・ 25 項を四半期の会計基準に入れることが無理な場合には、作成者としても四半期別の要約四半期財務情報は重要な情報であると思っているので、開示基準の中のハイライト情報などで対応できないか。
- ・ 第 25 項については、審議の早い段階から、四半期財務諸表という形ではなくても、このような情報が開示されればよいと発言してきた。開示場所は問わないが、是非、このような情報は開示してもらいたい。
- ・ 第 24 項のような場合（年度末に自発的に会計方針を変更した場合）には、任意で遡及再表示を可能にするような形にしてもらいたい
- ・ 第 24 項については、監査かレビューかという議論も詰める必要がある。
- ・ 第 4 四半期に会計処理を変更するケースが本当にあるのか疑問であり、第 25 項が不要であれば第 24 項も不要である。
- ・ 第 24 項では、当該事業年度の既に開示されている四半期連結財務諸表ごとの影響額を開示しなければならないとあるが、連結ベースの税金等調整前当期純利益の影響額開示がボトムであり、その場合に概算値でもよいことにしてもらいたい。
- ・ 第 25 項は、第 3 四半期まではレビューであり、一方、年度は監査であるので、整合性という面で問題がある。
- ・ 3 か月情報の（2 案）' の経過措置の期間に行うべき措置はどのようなことを想定しているのか。
- ・ 重要な在外拠点がある場合には、四半期決算手続は積上方式にしなければならないのか。
- ・ 審議事項(5) 2 について、累計情報と 3 か月情報を開示した場合、財務諸表と注記がどのように並ぶのかサンプルを示して欲しい。
- ・ 継続企業の前提の注記は、財務諸表等規則に盛り込まれていることで成立している制度であり、今後、四半期財務諸表規則に盛り込んでもらうことになるかと思うが、前期の注記がある場合のフォローアップと現在要求されている債務超過のケースと契約条項の不履行のケースに限定しないと対応できないのではないかな。また、民事再生会社のような継続企業の前提が成立しているのかよくわからない会社についてどのように考えるのか整理が必要である。

以 上